社会福祉法人真岡市社会福祉協議会真岡市こども発達支援センターひまわり園(保育所等訪問支援事業)運営要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、真岡市の委託により社会福祉法人真岡市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が運営する真岡市こども発達支援センターひまわり園(以下「事業所」という。)において実施する児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づく、保育所等訪問支援(以下「指定保育所等訪問支援」という。)の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、保育所等訪問支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、適切な保育所等訪問支援を提供する事を目的とする。(運営の方針)
- 第2条 事業所は、通所給付決定保護者(以下「保護者」という。)及び障害児の意向、障害の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた保育所等訪問支援計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定保育所等訪問支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定保育所等訪問支援を提供する。
- 2 利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場 に立った指定保育所等訪問支援の提供に努める。
- 3 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービ

スを行う者、児童施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを 提供する者との連携に努める。

4 前3項のほか、栃木県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及 び運営の基準に関する条例に定める内容のほか関係法令等を遵守し、 事業を実施する。

(事業所の名称等)

- 第3条 指定保育所等訪問支援の実施・提供を行う事業所の名称及び所 在地は、次のとおりとする。
  - (1) 名称 真岡市こども発達支援センターひまわり園
  - (2) 所在地 真岡市下籠谷4412番地1

(職員)

- 第4条 事業所に次の職員を置く。
  - (1) 管理者 1名
  - (2) 児童発達支援管理責任者 1名
  - (3) 訪問支援員 1名以上
- 2 管理者は、職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うととも に、職員に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 3 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に関する 業務を行うほか、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じ るとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の職員に対す る技術指導及び助言を行う。
- 4 訪問支援員は、保育所等訪問支援計画に基づき、障害児等に対し適 切に支援等を行う。

(営業日及び営業時間等)

- 第5条 営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。
  - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月28日から翌年1月4日まで)を除く。
  - (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
  - (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の 祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及 び年末年始(12月28日から翌年1月4日まで)を除く。
  - (4) サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。
- 2 会長が必要と認めるときは、前項に定める営業日又は営業時間等を変更することができる。

(指定保育所等訪問支援を提供する主たる対象)

第6条 指定保育所等訪問支援を提供する主たる対象は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき各市町村から通所給付決定を受けた身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害児を含む。)とする。

(指定保育所等訪問支援の内容)

- 第7条 事業所で行う指定保育所等訪問支援の内容は、次のとおりとす る。
  - (1) 保育所等訪問支援計画の作成
  - (2) 集団生活への適応のための支援
  - (3) 相談及び援助等

(緊急時等における対応方法)

第8条 職員は、指定保育所等訪問支援の提供を行っているときに、障害児の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治 医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

- 第9条 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。
- 2 事業所は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が、同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第10条 事業所における虐待の防止のための措置に関する内容は次に 掲げる各号のとおりとし、効果的な対策を図るため、虐待防止責任者 に管理者を充て、虐待の未然の防止に努める。
  - (1) 虐待防止責任者は、虐待を未然に防止するため、職員の人権意識、知識や技術の向上のため必要な措置を講じる。
  - (2) 第9条に規定する苦情解決の体制により、虐待防止のための措置を講じるものとする。
  - (3) 虐待の防止を啓発・普及するための研修を年1回以上実施し、普段から職員の人権意識を高め併せて資質の向上を図る。
  - (4) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(5) 虐待の事実を発見したときは、関係機関に速やかに通報するとと もに、関係機関と連携し、虐待を受けた利用者やその家族への支援 を行い、再発防止の措置を講じる。

(身体拘束等の適正化に関する事項)

- 第11条 事業所はサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所における、身体拘束等の適正化のための措置に関する内容は次に掲げる各号のとおりとし、効果的な対策を図るため、身体拘束等の適正化に関する責任者に管理者を充て、身体拘束等の適正化を図る。
  - (1) 身体拘束等の適正化のため、対策を検討する委員会の開催及び職員に対する検討結果の周知徹底を図る。
  - (2) 第9条に規定する苦情解決の体制により、身体拘束等の適正化のための措置を講じるものとする。
  - (3)職員に対する身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施し、普段から職員の資質の向上を図る。
  - (4) その他身体拘束等の適正化のための必要な措置を講じる。

(連携)

第12条 サービス提供に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉のサービス機関と綿密な連携に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第13条 事業所は、職員の資質向上を図るため次の研修を設けるものとする。
  - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- 3 この要綱に定める事項のほか、運営に関し必要な事項は、本会の会長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。